

介護保険 訪問看護利用料金表(非課税)

2024.6.1～

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	基本単位	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		要介護	要支援
		(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)				
訪問看護Ⅰ-1・時間内	¥3,206	¥321	¥642	¥962	314	¥3,094	¥310	¥619	¥929	303	1回につき20分未満	313単位	302単位
訪問看護Ⅰ-2・時間内	¥4,809	¥481	¥962	¥1,443	471	¥4,605	¥461	¥921	¥1,382	451	1回につき30分未満	470単位	450単位
訪問看護Ⅰ-3・時間内	¥8,403	¥841	¥1,681	¥2,521	823	¥8,107	¥811	¥1,622	¥2,433	794	1回につき30分以上1時間未満	821単位	792単位
訪問看護Ⅰ-4・時間内	¥11,517	¥1,152	¥2,304	¥3,456	1,128	¥11,129	¥1,113	¥2,226	¥3,339	1,090	1回につき1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
★特別管理加算Ⅰ(1か月に1回)	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		
★特別管理加算Ⅱ(1か月に2回)	¥2,553	¥256	¥511	¥766	250	¥2,553	¥256	¥511	¥766	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること		
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 【+看護師等】	30分未満	¥2,593	¥260	¥519	¥779	254	¥2,593	¥260	¥519	¥779	254	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防を含む)を行った場合に算定 ※ご利用者または家族の同意が必要	
	30分以上	¥4,105	¥411	¥821	¥1,232	402	¥4,105	¥411	¥821	¥1,232	402		
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 【+看護補助者】	30分未満	¥2,052	¥206	¥411	¥616	201	¥2,052	¥206	¥411	¥616	201		
	30分以上	¥3,237	¥324	¥648	¥971	317	¥3,237	¥324	¥648	¥971	317		
★長時間訪問看護加算	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	特別管理加算対象者の方で1時間30分以上の場合算定		
初回加算(Ⅰ)	¥3,574	¥358	¥715	¥1,073	350	¥3,574	¥358	¥715	¥1,073	350	新規に訪問看護を提供し、退院・退所日当日算定		
初回加算(Ⅱ)	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	新規に訪問看護を提供し、退院・退所翌日以降の訪問		
退院時共同指導加算	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章にて提供した場合		
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	1か月につき1回算定		
機能強化加算(Ⅱ)	¥2,042	¥205	¥409	¥613	200	¥1,021	¥103	¥205	¥307	100			
口腔連携強化加算	¥511	¥52	¥103	¥154	50	¥511	¥52	¥103	¥154	50	1か月につき1回算定		
★ターミナルケア加算	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658	2,500					死亡月に1回算定(※要介護のみ)			

◆・・・緊急時訪問看護訪問看護加算Ⅰ(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります

(注意)★緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%を乗じた額が上乗せ分として請求となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます

利用者負担金の方法
 単位数×10.21×利用者負担割合＝利用者負担額(小数点切り上げ)
 准看護師がサービスを提供する場合は全て基本単位数×90%となります

【7級地】